

平成23年度老人保健福祉施設整備特別調書

提出書類一覧

書類内容等	提出	備考
1 建設予定地の状況		
2 資金計画の状況		
3 施設設置に関する状況		
4 施設の概要		
5 法人の設立予定内容（新設法人のみ）		
添付書類		
建設予定地の位置図（広域図・周辺地図） ※周辺地図は周辺の地理情報がわかるものとする。		
建設予定地の公図（写） ※施設整備予定地を図示すること。		
建設予定地の全部事項証明書（登記簿謄本（写）） ※最新の変更事項が反映されているもの		
建設予定地の現況写真（カラー写真） ※建設予定地及び周辺現況がわかるものとする。		
建設予定地を購入予定の場合は、所有が確実に見込まれることが確認できる書類（任意様式） ※市町からの貸与の場合は、様式3の意見書に市町が記載すること。		
建設予定地に抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合は、確実に抹消が可能と確認できる書類（任意様式） ※既存施設整備時の独立行政法人福祉医療機構の抵当権は原則除く。		
選定対象施設が建設予定地の各種開発規制等に該当する場合は、確実に除外等が可能と確認できる書類（別紙1）		
自己資金の確保が確認できる書類（平成22年6月23日現在の預金残高証明書又は財源の確保の見込が確認できる書類）		
寄附の場合は、寄附者の預金残高証明書（平成22年6月23日現在）及び寄附履行が確認できる書類 ※寄付予定者及び寄付金額の変更は認められません。		
既設法人においては、平成21年度資金収支計算書、貸借対照表、事業活動収支計算書（見込）		

既設法人においては、平成20年度・平成21年度の社会福祉法人・施設指導監査の結果通知及び改善事項に対する改善結果報告書 新設社会福祉法人においては、法人代表予定者が介護保険サービス事業所を開設している場合は、直近の介護保険サービス事業者監査の結果通知及び改善事項に対する改善結果報告書		
平成22年度～平成24年度の法人予算（見込）書		
借入金償還計画表（別紙2） ※償還計画の根拠となる資料（積算資料）を添付すること。		
整備予定施設の平面図、配置図及び立面図 ※ 増築の場合は既存施設と一体となっている図面も提出すること。特に、既存施設の機能により、新設・増築する施設の機能を補う場合は、図面上で明示すること。 ※ 方位、縮尺、各室の面積、廊下幅、扉・窓の開放部分等も平面図に記載すること。（面積や廊下幅等、施設基準に数の定めがあるものは、有効面積及び廊下幅は手すり部分を除いた幅を併記すること。） ※ 図面類はA3版に統一すること。		
改築の場合は、既存施設の現存率調査票（別紙3）※木造除く		
同一法人が複数の施設整備を申請する場合は、その全ての整備が可能と確認できる資金計画書を提出すること。（任意様式）		
その他参考となる資料 （例）理事長予定者（新設法人）及び施設長予定者の履歴書、独立行政法人福祉医療機構等年次償還表（既設法人）、施設建設に対する同意書、ニーズ調査結果 等		

（留意事項）

- 1 「平成23年度社会福祉施設等整備計画書」「平成23年度老人保健福祉施設整備特別調書」については、全て（該当する箇所）の項目を記載すること。また、記載を必要とする項目欄は具体的に記載し、別紙記入を必要とする場合は、計画書に「別紙のとおり」とすること。
- 2 添付書類については、選定方針における基本要件に該当するものがあり、追加提出は認められないため、添付忘れのないよう十分注意をすること。
また、提出書類及び添付書類については、「提出欄」に○を記載すること。なお、該当しない・添付しない書類については、「備考欄」にその旨若しくは理由を記入すること。
- 3 提出された書類は返却しません。また、選定結果に関わらず、計画書提出にかかる経費については、全て自己負担となります。
- 4 拙証資料等の個人印は、印鑑証明の印影と同じものを使用してください。
- 5 必要に応じて、追加資料等の提出をお願いする場合があります。

1 建設予定地の状況

建設予定地面積	m ²		
地目（登記簿地目） (該当するものに○をすること)	宅地・雑種地・田・畠・山林 その他()		
用地取得の状況 (該当するものに○をすること)	取得済み（自己所有地）・取得交渉中（購入予定） 市町からの貸与予定・その他()		
所有権以外の権利設定の状況	(該当するものに○をすること) 無・抵当権・その他() 抵当権等の権利設定がされている場合は、権利設定者の状況及び確実に抹消（登記）が可能な理由を具体的に記載すること。 []		
建築のための法的各種開発規制等の状況	(該当するものに○をすること) 該当なし・該当有り (該当なしの場合は確認欄に「一」を、該当有りの場合は、「○」を記載するとともに、その状況及び確実に除外等が可能な理由等を別紙1に記載すること。)		
農地法		都市計画法 ※用途地域、開発許可等	
農振法 ※農振農用地等		自然環境保全法	
森林法 ※立木伐採規制、林地開発許可等		都市緑地保全法	
砂防法		土壤汚染対策法	
河川法		その他（景観法等）	
海岸法		その他()	
自然公園法		水利関係確認	
文化財保護法 ※特別保護地区、第一種・第二種・第三種特別地域、普通地域		敷地に接する道路確認	
国土利用計画法		ライフライン環境確認 ※上下水道、電気・ガス等	
国有財産法関係		その他()	

2 資金計画の状況

事業費		資金内訳			備考
施設整備費	千円	県補助金	C	千円	アに内訳記入
			C'	千円	
設計監理費		市町単独補助金			
設備整備費		設置者負担	借入金	D	イに内訳記入
土地取得費			寄附金	E	
土地造成費			その他 (自己資金)	F	ウに内訳記入
事業運営費					エに内訳記入
その他					
合計	A	合計	B		※A=B

※市町単独補助金は、市町と金額等をよく協議のうえ記載すること。

(1) 施設別事業費内訳 (Aの施設別内訳を記入)

施設種別					
施設整備費	千円	千円	千円	千円	千円
設計監理費					
設備整備費					
土地取得費					
土地造成費					
事業運営費					
その他					
合計					

ア 県補助金の内訳

(1) 県補助金の施設整備費分 (Cの施設別内訳を記入)

単価：千円

施設種別	定員数(施設数)	基準単価	合計
合計			C

(2) 県補助金の開設準備経費分 (C'の施設別内訳を記入)

単価：千円

施設種別	定員数(施設数)	基準単価	合計
合計			C'

イ 借入金の内訳

(1) 借入金(D)の内訳 (借入先(予定)別に記入)

単位：千円

借入先	借入額	利息	合計	予定利率
独立行政法人福祉医療機構				
計	=D		G	

(2) 借入金（利息を含む）に対する償還財源の内訳（Gの償還内訳）

単位：千円

借入金 (利息を含む)	充 当 財 源			合計
	設置者負担分	介護報酬・管理費収入等	市町元利補給	
=G	H			=G

(3) 借入先への協議状況

借入金の借入先への利率等を含めた協議の実施	(該当するものに○をすること)	
	実施している	実施していない

実施している場合は利率等を含めた協議内容を記載すること。

(4) 借入金に対する償還財源の設置者負担分の内訳（H欄の内訳）

単位：千円

設置者負担予定者	金額	法人等との関係
計	=H	

※寄附の場合は、寄附予定者の同意を得て記載すること。

ウ 寄附金内訳（Eの内訳）

単位：千円

寄附予定者	寄附金額	法人等との関係	寄附履行の確認書類有無
計	=E		

※寄附予定者の同意を得て記載すること。

エ その他（自己資金）の内訳（Fの内訳）

単位：千円

内 容	金額
計	=F

※貸借対照表の勘定科目も記載すること。

3 施設設置に関する状況

事業に対する理解	施設運営上の留意点等、どのような施設運営を目指すのか、具体的に記載すること。 ※特養・ショート等施設種別ごとに記載すること。
施設長（又は管理者）の確保（予定）	(該当するものに○をすること) 確保している ・ 予定している ・ 未定 確保している及び予定している場合は、氏名、年齢、職業、資格の有無等記載すること。
協力病院の確保（予定）	(該当するものに○をすること) 確保している ・ 予定している ・ 未定 確保している及び予定している場合は、病院名、病院の所在地等記載すること。
施設整備の必要性について利用者ニーズの把握	(該当するものに○をすること) 把握している ・ 把握していない 把握している場合は、把握内容（待機者、利用者等の状況）、把握方法等を下記に具体的に記載すること。
地域のニーズを把握し居宅サービスを含めた包括ケアの検討	(該当するものに○をすること) 検討している ・ 検討していない 検討している場合は、把握の方法や検討の内容等を下記に具体的に記載すること。

近隣住民との調整	(該当するものに○をすること) 図っている・図っていない 調整を図っている場合は、調整内容を具体的に記載すること。
建設予定地の利便性	事業に対してどのような立地条件が最適で建設予定地を決定したか また、住宅地、交通網等との距離等について具体的に記載すること。
三重県ユニバーサルデザインのまちづくり 推進条例	(該当するものに○をすること) 設計時には 遵守する・遵守しない
社会福祉法人等による 生活困窮者に対する 介護保険サービスに 係る利用者負担 軽減制度事業	(該当するものに○をすること) 開設時（既存施設が未実施の場合は既存施設も含む）には 実施する・実施しない
特別養護老人ホーム入 所基準策定指針	(該当するものに○をすること) 開設時には 策定する・策定しない
既設法人の経歴	施設種別、定員数（変更）、開始年度、整備区分、補助金の有無等 を記載すること。
法人認可担当との 協議	(該当するものに○をすること) ※新設法人のみ記入してください。 社会福祉法人等の認可にかかる協議を法人認可担当（監査室等）と 協議をしているか。 協議をしている・協議をしていない 協議をしている場合は、協議内容等を記載すること。
同一法人が複数の整備 計画を申請している場 合の優先順位	同一法人が同一圏域において複数の計画を申請している場合は、優先順 位をつけること。 1位 2位 3位

4 施設の概要

特別養護老人ホーム (ユニット型のみ 審査対象) ※整備種類の該当項目 に○をつけること。 ※定員数については創 設の場合、現在欄は〇 人となる。	整備種類 創設・増築							
	構造 (耐火・準耐火)							
	定員数	特養 ショート	現在 現在	人 人	増員 増員	人 人	合計 合計	
	ユニット数 (ユニット)							
	ユニット定員数 (内訳) (1ユニット当たり 人 合計 人)							
	改築の場合 既存施設整備年度 (年度) 耐震補強工事の有無 (有 [年度] ・ 無) 既存施設の現存率 (%) (内容)							
	*過去に耐震補強工事が無の場合は、今回の整備での耐震補強の対応について内容欄に記載すること。							
	施設延床面積 (m ²)							
	介護老人保健施設 (ユニット型のみ 審査対象) ※整備種類等の該当項 目に○をつけること。 ※定員数については創 設の場合、現在欄は〇 人となる。	整備種類 創設・増築						
		構造 (耐火・準耐火)						
定員数		ユニット型 ショート(内訳)	現在 現在	人 人	増員 増員	人 人	合計 合計	
ユニット数 (ユニット)								
ユニット定員数 (内訳) (1ユニット当たり 人 合計 人)								
通所リハ整備 有・無								
通所リハ定員数 現在 人 増員 人 合計 人								
認知症専門棟整備 有・無								
認知症専門棟定員数 現在 人 増員 人 合計 人								
改築又は改修の場合 既存施設整備年度 (年度) 耐震補強工事の有無 (有 [年度] ・ 無) 既存施設の現存率 (%) (内容)								
*過去に耐震補強工事が無の場合は、今回の整備での耐震補強の対応について内容欄に記載すること。								
施設延床面積 (m ²)								
養護老人ホーム (改築及び改修のみ 審査対象)	整備種類 改築・改修							
	構造 (耐火・準耐火)							
	定員数 人							
	改築又は改修の場合 既存施設整備年度 (年度) 耐震補強工事の有無 (有 [年度] ・ 無) 既存施設の現存率 (%) (内容)							
	*過去に耐震補強工事が無の場合は、今回の整備での耐震補強の対応について内容欄に記載すること。							
	施設延床面積 (m ²)							

5 法人の設立予定内容（新設法人の場合のみ）

設立代表者	住 所		
	氏 名		
法 人 設 立 の 趣 意			
主たる事務所の所在地			
法 人 の 名 称			
事業の種類	社会 福 祉 事 業	第 1 種	
		第 2 種	
	公 益 事 業		
	収 益 事 業		

※可能な限り法人役員等の名簿（予定）を添付すること。（名簿には、役員氏名、年齢、住所、職歴、社会福祉関係歴、役員兼務法人名を記載する。）

建築のための法的各種開発規制等の状況確認報告書

該当のあった項目	
◎ (法律名、確認事項名)	
確認日 平成 年 月 日 確認先部署名 担当者名（役職名）	<ul style="list-style-type: none"> ・確認内容 ・確認結果
◎ (法律名、確認事項名)	
確認日 平成 年 月 日 確認先部署名 担当者名（役職名）	<ul style="list-style-type: none"> ・確認内容 ・確認結果
◎ (法律名、確認事項名)	
確認日 平成 年 月 日 確認先部署名 担当者名（役職名）	<ul style="list-style-type: none"> ・確認内容 ・確認結果
◎ (法律名、確認事項名)	
確認日 平成 年 月 日 確認先部署名 担当者名（役職名）	<ul style="list-style-type: none"> ・確認内容 ・確認結果
◎ (法律名、確認事項名)	
確認日 平成 年 月 日 確認先部署名 担当者名（役職名）	<ul style="list-style-type: none"> ・確認内容 ・確認結果

該当のなかった項目

◎ (法律名、確認事項名)		◎ (法律名、確認事項名)	
確認日： 平成 年 月 日 確認先部署名		確認日： 平成 年 月 日 確認先部署名	
担当者名（役職名） ○○ ○○()		担当者名（役職名） ○○ ○○()	
◎ (法律名、確認事項名)		◎ (法律名、確認事項名)	
確認日： 平成 年 月 日 確認先部署名		確認日： 平成 年 月 日 確認先部署名	
担当者名（役職名） ○○ ○○()		担当者名（役職名） ○○ ○○()	
◎ (法律名、確認事項名)		◎ (法律名、確認事項名)	
確認日： 平成 年 月 日 確認先部署名		確認日： 平成 年 月 日 確認先部署名	
担当者名（役職名） ○○ ○○()		担当者名（役職名） ○○ ○○()	
◎ (法律名、確認事項名)		◎ (法律名、確認事項名)	
確認日： 平成 年 月 日 確認先部署名		確認日： 平成 年 月 日 確認先部署名	
担当者名（役職名） ○○ ○○()		担当者名（役職名） ○○ ○○()	

※ 確認する際に、使用した資料や確認先から受領した資料等、参考となる資料がある場合は、この報告書に添付して提出してください。

別紙2

借入金償還計画表

返済回数	返済年度	施設名	法人名	償還計画			区分			1.既借入分		2.新規借入分	
				元金	利息	合計	介護報酬	居住費	管理費	寄附金	その他		
1	平成												
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
合計													

※償還計画の根拠となる資料(積算資料)を添付すること。

別紙3

現存率(現在、保有する性能) 調査票

現存率①×100	区分	構成	種類	各部現存率		再建設指 数 P×N	再建設指 数 $R = P \times N / 0.4$	現存指 数 $K \times R$	現存率 $\Sigma (K \times R) / \Sigma (R)$
				N	内 容				
主要部の上 主任	構 造	140	鉄骨・鉄筋コンクリート	1.6					
			鉄筋コンクリート ブロック造 筋骨造	1.0					
			れんが造、石造	0.7					
			れんが造、石造	0.9					
			アスファルト防水、ゴムシート防水	1.2					
			アスファルト防水	1.7					
			モルタル防水	1.0					
			モルタルレート、かわら、銅板	0.5					
			モルタル (小口)	0.4					
			モザイクタイル	1.4					
主要部の上 主任	外 壁	25	コンクリート打放し	1.0					
			モルタル、リシン吹付	0.6					
			モルタル	1.0					
			・プラスター	0.8					
			・木製	0.7					
			吸音テックス	1.1					
			・ボード	1.0					
			・プラスター	0.8					
			・木製	0.7					
			リノリウム	1.3					
主要部の上 主任	内 壁	20	プラスチックタイル	1.1					
			・アスファルトタイル (暗)	1.0					
			・モルタル	0.8					
			・木製	0.7					
			・プラスチックタイル	1.3					
			・アスファルトタイル	1.1					
			・モルタル	1.0					
			・木製	0.8					
			アルミサッシ (オーダー)	1.2					
			・アルミサッシ (既成)	1.0					
主要部の上 主任	天 井	35	スチールサッシ	0.9					
			・木製	0.7					
			・木製	1.0					
			小 計						
			電光灯 (300lx程度以上)	1.0					
			・電光灯 (300lx程度以下)	0.8					
			・自熱灯	0.4					
			・ビニール被覆線	1.0					
			・ゴム被覆線	0.9					
			給排水その他	20	・水洗便所	1.0			
設 備	電 線	15	・くみ取便所		0.4				
			・空気調和						
			・温風 (ボイラ方式)		1.9				
			・温風 (熱風炉式)		1.3				
外力条件	暖 房	40	・その他		1.0				
			小 計		1.0				
			合 計						

(構造) 内容	
1 損耗なし、又は、損耗の程度僅小	1.0, 0.9
2 中小亀裂、鋼材発錆(鉄骨造)、外力による小変形がみられるが耐力上影響が殆どないもの	0.9, 0.8, 0.7
3 損傷が進み、部分的補修、補強又は取替えを必要とするもの	0.7, 0.6, 0.5
4 不同枕下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの	0.5, 0.4, 0.3
5 構造上損傷著しく建替えを必要とするもの	0.3, 0.2, 0.1
 (仕上げ、設備)	
1 損耗なし、又は、損耗の程度僅小	1.0, 0.9
2 汚染及び損傷はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの	0.9, 0.8, 0.7
3 損傷が進み、部分的補修を必要とするもの	0.7, 0.6, 0.5
4 相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの	0.5, 0.4, 0.3
5 構造上損傷著しく全面建替えを要するもの	0.3, 0.2, 0.1

(注) 1 この調査は、取り壊し(改築)を行なう際の既存施設の老朽度を調査するために行なう。

2 調査票記入要領

ア 調査票の各区分ごとの種類欄 (N) は、該当するか所に○印を付すること。
イ 各部現存率欄 (K) は、下表各部現存率Kの値の内容のうち、該当する項目を選択すること（老朽度が大きいものはほど係数は小さい。）。また、老朽の具体的な秀記入すること。

ウ 外力条件は、a 海岸からの距離、b 雪、c 地盤の各内容ごとに1つを選択し、その組み合わせに応じた係数を種類欄 (N) 及び各部現存率欄 (K) に記入すること。

エ 各区分ごとについて、再建設指教調整値 ($R = P \times N\% / 0.4$) 及び現存指教 ($R \times K$) を算定すること。

オ 各区分ごとの現存指教の合計 ($\Sigma (R \times K)$) を再建設指教調整値の合計 (R) で除して現存率を算定すること。

3 調査に当たっては、一級建築士もしくは、これと同等の資格を有する者がこれに当たること。

4 調査に当たっては、調査対象施設を実地に調査し、これに当たること。

平成23年度老人保健福祉施設整備・ 施設開設準備経費助成等特別対策事業対象補助金算出資料

平成23年度施設整備補助にかかる県予算が未確定であることから、補助単価が減額される可能性もあります。

そのため、整備計画提出にあたっては、下記を参考に資金計画をたててください。

なお、当該算出資料は整備計画提出に際し、統一した条件で資金計画を審査する上で便宜上設定するものであり、この補助金額を確約するものではないためご注意ください。

1. 補助金の対象施設

- (1) 特別養護老人ホーム（定員30人以上、ユニット型に限る。）
- (2) 介護老人保健施設（定員30人以上、ユニット型に限る。）
- (3) 養護老人ホーム

2. 補助金の対象整備区分

対象施設	整備区分
特別養護老人ホーム	創設、増築
介護老人保健施設	創設、*増築 (*開設準備経費のみ)
養護老人ホーム	*改修、*改築 (*施設整備のみ)

3. 整備区分ごとの整備内容

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
改修	既存のユニット型以外の施設をユニット型（これに準ずるもの）に転換するため、居住環境等の改善整備を行うこと。
改築	既存施設を取り壊して、定員を増加させずに新たに施設を整備すること。

4. 補助金の対象経費

【施設整備】

補助金の対象となる経費は、施設整備に必要な工事費又は工事請負費とする。

【開設準備経費】

特別養護老人ホーム等の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料

5. 補助金の対象者及び金額

【施設整備】

施設区分	補助対象者	補助単価	単位	補助率
特別養護老人ホーム	市町又は社会福祉法人	3,375千円	定員数	定額
介護老人保健施設	市町、社会福祉法人 又は医療法人	25,000千円	施設数	定額
養護老人ホーム	市町又は社会福祉法人	3,375千円	定員数	定額

【開設準備経費】

施設区分	補助対象者	補助単価	単位	補助率
特別養護老人ホーム	市町又は社会福祉法人	600千円	定員数	定額
介護老人保健施設	市町、社会福祉法人	600千円	定員数	定額

	又は医療法人			
--	--------	--	--	--

(注1) 補助金額については、予算の範囲内において、4で定める補助金の対象経費と上記の表により算出された金額と比較して、少ない方の額を交付するものとします。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てることとします。

※補助単価については、平成22年度整備の単価を参考に記載しており、平成23年度整備の単価として確定したものではないため、変更になる場合がありますので、十分ご注意ください。

(注2) 補助対象者の市町については、一部事務組合を含みます。

(注3) 養護老人ホームについては、多床室からユニット型（これに準ずるものを含む。）への改修は調整率0.50を、非ユニット型の個室からユニット型（これに準ずるものを含む。）への改修は調整率0.25を乗じるものとする。

平成23年度老人保健福祉施設整備計画にかかる留意事項について

平成22年6月23日 長寿社会室

1. はじめに

本県では、第4期介護保険事業支援計画に基づき、定員30人以上の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の整備を進めています。

このたび、平成23年度に整備し平成24年度に開設を行う施設整備計画を募集しますので、整備計画を提出しようという法人（新設法人を含む。以下「法人」という。）におかれましては、選定基準や関係法令、三重県健康福祉部老人保健福祉施設整備指導要綱等を十分にご理解のうえ、ご応募ください。

2. 応募窓口について

整備計画書の提出は、施設整備予定地を所管する市町の高齢者福祉・介護保険担当部署となります。提出部数や提出期限は各市町により異なりますので、それぞれの窓口にお問い合わせください。

3. 補助金額について

平成23年度施設整備補助にかかる県予算が未確定であることから、補助単価が減額される可能性もあります。

そのため、整備計画提出にあたっては、別紙「平成23年度老人保健福祉施設整備対象補助金算出資料」を参考に資金計画をたててください。なお、当該算出資料は整備計画提出に際し、統一した条件で資金計画を審査する上で便宜上設定するものであり、この補助金額を確約するものではないためご注意ください。

4. 施設整備予定地について

施設整備予定地については、抵当権など所有権以外の権利が設定されておらず、かつ原則として市街化区域内で農地法、農業振興地域の整備に関する法律、文化財保護法、都市計画法等に適合するものであることが前提となります。また、各法令の制限に抵触する場合は、制限が解除若しくは除外されることが、確実であることが必要です。

建築のための法的各種開発規制の有無について、法人自らが所管官庁の担当部局にご確認いただき、特別調書添付書類別紙1を作成して提出してください。

なお、規制の有無等について担当部署を訪問する際には、必ず事前に電話等で担当部署へ連絡し、訪問する日程の調整を行ってください。

5. 書類の提出について

施設整備計画書等の作成にあたっては、例えば整備施設の建物配置図や各階平面図（基本設計）は実施計画の設備機能などが十分確認できるなど、選定審査を念頭にでき

るだけ詳細かつ適切に行ってください。(特に平面図について、着色による区分等が時々見受けられますが、審査書類は全て白黒印刷による複写を予定していますのでご注意ください。)

なお、提出された施設整備計画書は、三重県情報公開条例に基づき、法人名、その他の情報(個人情報及び法人情報等を除く)が公開対象となりますので、あらかじめご了承ください。

6. 公共工事に準じた契約の適正化について

選定を受けて行う施設整備については、本県から補助金を受けるかどうかに関わらず、「三重県老人保健福祉施設整備指導要綱」により、公共工事に準じた契約の適正化が求められます。

7. 社会福祉法人を新たに設立する場合について

社会福祉法人の設立認可手続きと施設整備計画書提出の手続きは別個のものとなりますので、法人設立に関する関係法令等を十分に理解のうえ、平行して手続きを進めるようしてください。

また、本選定を受けても法人設立認可が認められない場合は、本選定そのものも無効となりますのでご注意ください。

なお、整備計画提出時には、「(仮称) 社会福祉法人〇〇会設立準備会」、代表者は「設立代表者」として提出してください。

8. 今後の日程について(予定)

平成22年	
7月中旬	施設整備予定地を所管する市町への施設整備計画書提出書類審査・ヒアリング
7月下旬～8月初旬	(施設整備予定地を所管する県保健福祉事務所)
9月	老人保健福祉施設整備事前審査会による事前審査
10月～11月	県健康福祉部による選定会議
12月	予備選定結果通知(県→市町→法人)
平成23年	(以降は予備選定を受けた法人のみ対象)
1～3月	事前協議書の作成、提出(法人→県)
3月下旬	本選定結果通知(県→市町→法人)
4月	補助金内示施設等の公表・法人向け説明会の開催
5月以降	補助金交付申請、工事着工
平成24年	
2月	介護保険法、老人福祉法等の申請手続

3月	竣工
4月	開設、補助金実績報告、補助金支払い

9. 複数の施設種別による合築計画について

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設（創設）と養護老人ホーム（改築）の合築といった複数の施設種別による整備計画を提出される場合は、施設種別ごとに計画書を作成し提出してください。

また、上記のようなケースは、厳しい県財政のもと創設のみ選定され、改築について補助金が認められない可能性も考慮する必要があることから、その場合の整備希望（改築にかかる補助金が認められなかった場合についても整備を希望する・しない等）について計画書の中に明記するようしてください。

10. 禁止事項と欠格事項について

予備設定結果が確定する前に、次の行為を行った場合、審査を行うことなく不適とします。

- ・ 選定会議の委員等に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合。

書類の提出期限以降、次に該当する場合は、審査を行うことなく不適とします。

- ・ 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
- ・ 重要な事項（建設場所、施設種別、定員、寄付者等）の変更があった場合

本選定以降、次に該当する場合は、審査を行うことなく不適とします。

- ・ 提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
- ・ 重要な事項（建設場所、施設種別、定員、寄付者等）の変更があった場合
- ・ 提出された資金計画における自己資金額の確保が確認できない場合
- ・ 整備法人の運営上、反社会的な事由が判明し、施設整備計画の実施が明らかにふさわしくないと判断される場合

11. その他

整備計画の提出をもって、上記他の公募内容を承諾したものとみなします。